

“「国のかたちを問う」その1 府県制を問う”（佐々木信夫著）
に対する感想

2022年11月

大川 信行*

1. 明治維新以来、「国のかたち」に関する“改革”のひとつは、次元・範囲の違いを承知で並べると、府県制、道州制、連邦制等の行政区分への移行の試みである。これらに関係する主体は、非公式なものを含めて、政府、政界・国会、各種審議会、学会、各種経済団体、地方自治体、シンクタンク等研究組織、研究者等である。

これまで、これらによって“改革”に関する各種・多様な政策・提言・表明が数多く行われてきたが、実行に移されたことは少ない。その理由は、それぞれ主体が持つ背景・意図・目的等が複雑かつ輻輳して絡まっており、それぞれの主体が求めるものだけを取り出すことが極めて難しいからで、この複雑さが本テーマの最大の特色である。

2. 本テーマのような類のものは、理念・理論だけをもって“改革”に結びつけることはかなり難しいし、これまでうまく解決したことは少ない。

ただ、理念・理論ではなく、一定の条件のもとで、現実的な要請や実害の発生あるいは発生の可能性等が切っ掛けとなって、改革ができたことは少なからずある。その場合の条件は、①外国からの圧力を、理屈を超えて受容せざるをえなかった場合、②指導性・実行力等に傑出した国政に関する首相や民間でのオピニオンリーダー等が出現し、彼らの強力な指導の下で解決した場合、③多くが妥協できる優れた解決のスキームが用意できた場合、④そのままでは立ち行かなくなるような実害が発生する可能性がでてきた場合、などである。

3. 氏の今回の論は、3編からなる「国のかたちを問う」の最初として、府県制の問題点と役割を論述したものである。そこで論じられている多くのエビデンスと指摘は全面的に納得がいく。なかで氏も指摘している事柄ながら、筆者がより強く思うことは、「国方のかたち」を問う際のより根本的なものは、わが国人口の急激な減少であり、これが起因として多くの問題を派生させている、というエビデンスで

* 東日本国際大学名誉教授 公益財団法人都市化研究公室理事

ある。従って、「国のかたち」の“改革”を論ずるに当たっては、わが国の急激な人口減に対する対策に関する研究や解決の処方箋が最も重要な前提であり、より広く多くの論者による論理展開が、本テーマと同時になされるべきである、と思う。

氏が示すエビデンスのうち、筆者が最も共感するのは、現状のままであると、様々な理由から府県が立ち行かなくなるという実害、あるいは実害が発生する可能性が極めて高いという指摘である。これこそが、筆者が上記2.の④でのべた状況であり、その意味で、今こそ“改革”の可能性は高い、と考える。

4. “これまでで大きな“改革”ができたのは、理念・理論が主導したのではなく、実害を避ける現実的な要請という切っ掛けである“とすると、筆者が理念・理論を軽視しているかに映る。しかし、実害が発生するのをただ座してまつのではなく、それまでに“改革”の基本的前提や判断基準等の理念・理論をより深めておくべきと考えている。なぜならば、改革の実行の際に求められるのは、より深い理念・理論に裏打ちされた“判断基準”注であるからだ。

その場合の“判断基準”注としては、その程度と次元の違いを承知であげるが、①中央政府と地方政府とで二重行政が生まれぬか、②中央政府の行政執行力が地方政府にスムーズに及ぶか、③中央政府と地方政府とで効率性がある連携ができるか、④行政区分後の地域で、政治・経済の過度の集中が起きないか、⑤国民の選挙権の公平性に偏りが生まれぬか、⑥地方政府の自治が確保されるか、⑦地方政府の財政力が維持されるか、⑧行政サービスに偏りが生まれぬか、⑨ナショナルミニマムが確保できているか、⑩国民からの信頼性を得られるか、⑪国家の安全性が脅かされることにならないか、などがある。

5. 今後、新たに提案される府県制、道州制、連邦制等行政区分の行政区分全体あるいは個別の区域のそれぞれにおいて、4.のあげた”判断基準”のすべてが満たされることはない。行政区分そのものの特性や、行政区分を構成する各種の主体の特性によって選好される“判断基準”は異なるし、さらに選好された“判断基準”ごとの充足度や満足度も違うからである。そうすると、それぞれが、妥協や許容の程度をリーズナブルに確保をしながら、己に最適な“判断基準”の最適選好を追求することを問うことになる。その意味で、以上のような判断行動の最適解を導き出す方法を導く方策あるいはそれに関する理論構築が求められることになるが、今は筆者の観念的な望みでしかない。

筆者としては、氏のつぎ以降で展開される所論を、以上を視点として拝読させて頂きたく今後の展開に期待したい。